

双葉町仮設灰処理第二施設 令和 8 年度維持管理記録(1号炉)

測定頻度	項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特定廃棄物等処理量	— 処理量 ton	—	1,546.13												
燃焼ガス ※1	運転期間の平均値	—													
	燃焼室温度	連続 測定結果 °C	800以上	840											
	集じん装置No.1入口温度	連続 測定結果 °C	200以下	180											
	煙突一酸化炭素濃度	連続 測定結果 ppm	100以下	0											
たい積したばいじんの除去を行った日	— 冷却設備	—	冷却設備および排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去は、仮設灰熔融炉稼働中は自動で行われる。												
	— 排ガス処理設備	—													
排ガス中のダイオキシン類濃度 ※2	1回/年	排ガス採取位置	—	煙突											
		排ガス採取日	—	--											
		測定結果通知日	—	--											
		測定結果 ng-TEQ/m ³ _N	0.1以下	--											
排ガス中のばい煙量またはばい煙濃度 ※3	1回/月	排ガス採取位置	—	煙突											
		排ガス採取日	—	4月15日											
		測定結果通知日	—	5月7日											
		測定結果 ppm	200以下	0.5未満											
		測定結果 g/m ³ _N	0.08以下	0.001未満											
		測定結果 mg/m ³ _N	162以下	1.5											
		測定結果 ppm	250以下	32											
排ガス中の放射性物質濃度	1回/月	排ガス採取位置	—	煙突											
		排ガス採取日	—	4月15日											
		測定結果通知日	—	4月22日											
		測定結果	※5	¹³⁴ Cs Bq/m ³	ND										
				¹³⁷ Cs Bq/m ³	ND										
				合計 Bq/m ³	ND										

※1 燃焼ガスの各数値は、連続記録計の平均値を示す。

※2 排ガス中のダイオキシン類濃度の測定について、実施していない月は「—」を記載している。

※3 排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度の基準値は生活環境影響調査で使用した値である。

※4 NDとは検出下限値未満であることを示している。

※5 排ガス中の放射性物質濃度の基準値は、 ^{134}Cs 濃度(Bq/m³)/20(Bq/m³)+ ^{137}Cs 濃度(Bq/m³)/30(Bq/m³)で算出される値が1以下である。